

奈良県告示第四百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、吉野三町都市計画道路を次のとおり変更した。

その関係書類は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都市計画室及び下市町建設課において縦覧に供する。

平成三十一年二月二十二日

奈良県知事 荒 井 正 吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	土地の区域
吉野三町都市計画道路 三・五・一号 吉野下市線	吉野郡下市町大字阿知賀及び大字下市